

(別紙)

中央省庁名		総務省																			
① 各項目の合計数等																					
(3)		(4)		(5)																	
(3-1)		(4-1)		(5-1)																	
338,615 人	153,432 人	1,317 人	893 人	3,401 人	538 人																
(6)		(7)		(8)																	
(6-1)		(7-1)		(8-1)																	
536 人	195 人	15.8 %	36.2 %	335,214 人	152,940 人																
(9)		(10)																			
(9-1)		(10-1)																			
788 人	704 人	0.2 %	0.5 %																		
(11)		(12)		(13)																	
472 件		89,314 百万円		168 件																	
(14)		(15)		(16)																	
101 件		96.7 %		4,004 百万円																	
(17)		(18)		(19)																	
- 件		- %		- 百万円																	
(20)		(21)		(22)																	
うち特命随意契約		うち特命随意契約		うち特命随意契約																	
67 件	36 件	98.3 %	100.0 %	3,180 百万円	2,380 百万円																
(23)		(24)		(26)																	
304 件		82,130 百万円		95 人																	
				(26-1)																	
				67 人																	
② 交付された金銭の種類別・法人種別ごとの総額及び件数																					
法人種別	金銭の種類別																				
	補助金		交付金		補給金		委託費		物品・サービス購入費 (金銭の支払の対価として 物品・サービス等の提供を受けたもの)		出資金(財投計画に 基づくものを除く)		財投計画に基づく融資		財投計画に基づく出資		その他		合計		
	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	
特殊法人	-	-	2	2,578	-	-	-	-	4	338	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2,916	
独立行政法人	6	858	2	37,016	-	-	30	5,157	5	401	-	-	-	-	1	3,840	-	-	44	47,272	
認可法人	-	-	-	-	-	-	-	-	10	136	-	-	-	-	-	-	-	-	10	136	
公益法人	250	31,215	-	-	-	-	13	1,466	125	4,612	-	-	-	-	-	-	11	942	399	38,235	
指定法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社等	-	-	-	-	-	-	-	-	1	190	-	-	-	-	-	-	-	12	565	13	755
特定営利企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	256	32,073	4	39,594	-	-	43	6,623	145	5,677	-	-	-	-	1	3,840	23	1,507	472	89,314	
③ 補助金等交付総件数					④ ③の補助金等金額																
304 件					82,130 百万円																
⑤ 契約総件数					⑥ ⑤の契約金額																
168 件					7,184 百万円																
備考																					
上記の国家公務員再就職者数には、総務省出身者以外の者が含まれ、また、上記の金銭交付の件数及び金額には、総務省以外の中央省庁からの金銭交付が含まれる。 (3-1)とその内数((5-1)と(8-1)の和)、(4)とその内数((6)と(9)の和)及び(4-1)とその内数((6-1)と(9-1)の和)が一致していない。これはNo.165から167の法人において、公表している数値のみを調査票に記載しているためである。																					